

(案)

資料 1 - 3

区域計画の変更の認定申請書

令和 3 年 3 月 18 日

内閣総理大臣 殿

広島県・今治市国家戦略特別区域会議

令和 2 年 12 月 21 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「其他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項」に、「近未来技術の実証実験を促進するための「近未来技術実証ワンストップセンター」の設置」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 3 年 3 月 18 日

広島県・今治市国家戦略特別区域会議

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（3）事項：近未来技術の実証実験を促進するための「今治市近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術である A I ・ I o T、自動運転、小型無人機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、今治市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「今治市近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和 3 年 4 月に設置予定】

i）設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び今治市

ii）設置場所：今治市役所（愛媛県今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1）

iii）実施体制：施設長、事務責任者を配置する。

iv）事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
- ・関係機関との調整、関係機関への情報提供
- ・実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
- ・実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
- ・国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
- ・その他、実証実験の実施に必要な支援

新旧対照表

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項 (1) ～ (2) 略 (3) 事項：近未来技術の実証実験を促進するための「<u>今治市近未来技術実証ワンストップセンター</u>」の設置 内容：近未来技術であるAI・IoT、自動運転、小型無人機等を活用した実証実験（以下「<u>実証実験</u>」という。）を促進するため、<u>今治市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「今治市近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「センターという」。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置】</u> <u>i）設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び今治市</u> <u>ii）設置場所：今治市役所（愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1）</u> <u>iii）実施体制：施設長、事務責任者を配置する。</u> <u>iv）事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。</u> ・<u>実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応</u> ・<u>関係機関との調整、関係機関への情報提供</u> ・<u>実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整</u> ・<u>実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整</u> ・<u>国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付</u> ・<u>その他、実証実験の実施に必要な支援</u>	4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項 (1) ～ (2) 略